

動薬協会発 84 号
令和 5 年 9 月 15 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

農場の分割管理に当たっての対応マニュアルの策定について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（5 消安第 3485 号）がありましたので、お知らせします。

5 消安第3485号
令和5年9月13日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

農場の分割管理に当たっての対応マニュアルの策定について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、傘下会員各位等に対し周知いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

(写)

5 消安第3485号
令和5年9月13日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

農場の分割管理に当たっての対応マニュアルの策定について

平素より家畜衛生行政の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、高病原性鳥インフルエンザについては、令和4年シーズンに26道県84事例が発生、約1,771万羽が殺処分の対象となり、発生都道府県数、事例数及び殺処分数のいずれも過去最多となったところです。特に、大規模農場において複数の発生事例が見られたことから、家畜防疫員を始めとする防疫作業従事者への負担が増大したことに加え、84事例のうち、61事例が採卵鶏での発生であったことから、鶏卵の需給への影響も生じる事態となりました。

このような中、農林水産省では、専門家からの提言も踏まえ、施設及び飼養管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱う農場の分割管理を飼養衛生管理上の事項の一つとして位置づけるため、飼養衛生管理指導等指針(令和3年4月1日農林水産大臣公表)の一部変更の検討を進めているところです。今般、分割管理の取組についての基本的な考え方や取り組む際のポイントについて記載し、現場で取り組む際の参考としていただくマニュアルを別添のとおり策定しました。

各都道府県におかれましては、本マニュアルを参考に、家畜の所有者から農場の分割管理についての相談があった際には適切に御指導いただくとともに、必要に応じて家畜の所有者に対して御提案いただくようお願いいたします。